

社会福祉法人千草福祉会

役員、第三者委員、評議員、評議員選任・解任委員の手当に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人千草福祉会（以下「本会」という）の定款8条と21条に基づき役員（第三者委員、評議員、評議員選任・解任委員会）の報酬について規程するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 第三者委員
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (4) 役員旅費（第三者委員・評議員、評議員選任・解任委員会含）

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人経理規程によるものとする。

(役員勤務別)

第4条 本会の役員、第三者委員、評議員、評議員選任・解任委員は次の通りとする。

理事長	非常勤	1名
その他理事	非常勤	5～7名
監事	非常勤	2名
第三者委員	非常勤	2名
評議員	非常勤	7～10名
評議員選任・解任委員	非常勤	5名

(役員報酬)

第5条 理事会・第三者委員会・評議員会・評議員選任・解任委員会（会議、その他これに準ずるもの）等に出席したときは、1回につき次の通り支給す

る。

理事会 1 回につき	報酬	5,340 円
監査を行った場合の監事手当	報酬	5,340 円
第三者委員会	報酬	5,340 円
評議員会	報酬	5,340 円
評議員選任・解任委員	報酬	5,340 円
入札等における立会い	報酬	5,340 円

- 2 理事に対しては、各年度の総額が 305,000 円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 3 監事に対しては、各年度の総額が 105,000 円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

(役員報酬の支払)

第 6 条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅 費)

第 7 条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外事項)

第 8 条 施設の職員を兼務する場合は、この規程を通用しない。

附 則

制定：この規則は平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

(これより旧規定は廃止する)

- 1 第 1 回改定により平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 5 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

改定 令和 3 年 4 月 1 日